

平成 2 8 年第 5 回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日 (開会)

平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日 (閉会)

日程第5 議案第1号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第5 議案第1号 上小阿仁村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 上小阿仁村議会定例会提出議案をご覧ください。

1 ページをお開きください。

議案第1号 上小阿仁村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてであります。

上小阿仁村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めます。

2 ページでございます。

専決第9号 専決処分書

上小阿仁村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により別記のとおり専決処分する。

3 ページをご覧ください。

上小阿仁村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

上小阿仁村放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

第2条中「小沢田字向川原72番地2」を「小沢田字向川原118番地」に改める。

この条例は、平成28年11月28日から施行するものでございます。

内容といたしましては、条例に定める放課後児童クラブの位置を変更するものでございます。

トレーニングセンター内のトレーニングルームの改修工事及び地域センター解体工事の進捗状況を合わせて鑑みまして、11月28日から、トレーニングセンターでの放課後児童クラブの保育を実施しております。この日を施行日として専決をさせていただいたものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号 上小阿仁村放課後児童クラブの条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求めます。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認され

ました。

日程第6 議案第2号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第6 議案第2号 平成28年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 第5回 上小阿仁村議会定例会提出予算議案の方になります。

その前にひとつ訂正がございます。皆様にお渡ししております議案でございますけれども、始まる前にお渡ししました正誤表があります。この正誤表のとおり3か所訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

予算議案の方の1ページでございます。

議案第2号 平成28年度上小阿仁村一般会計補正予算

平成28年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ166万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,835万4,000円とするものでございます。

10、11ページをご覧ください。補正予算の主なものをご説明いたします。歳入であります。

14款県支出金 2項県補助金 4目農林水産業費県補助金129万1,000円の追加でございます。主に1節農業費補助金 農地中間管理事業機構集積協力金131万6,000円の追加によるものでございます。これは機構に農地を貸した農家に交付される協力金であります。

16款寄付金 1項寄付金 1目総務費寄付金300万円の追加であります。

これは1節総務費寄付金 い樹い樹かみこあに応援基金寄付金の増加見込みによるものでございます。

18款繰越金 1項繰越金 1目繰越金626万円の減額であります。これは9月に追加補正しました前年度繰越金に繰越明許費が含まれていたためこれを減額するものでございます。

19款諸収入 4項雑入 4目雑入252万1,000円の追加であります。これは2節雑入 後期高齢者医療療養給付費返還金の追加でございます。後期高齢者医療療養給付費の27年度分清算による返還金でございます。

12、13ページをお開き願います。歳出でございます。

2款総務費 1項総務管理費 3目財政管理費602万4,000円の追加であります。これは22節補償補填及び賠償金の震災復興特別交付税返還金でございます。震災復興交付金の過大交付分の未調整額が確定したことによるものでござい

す。同じく 8 項自治振興費 262 万 3,000 円の追加。13 節委託料 ふるさと納税 WEB 委託料でございます。ふるさと納税の増額が見込めることから、その委託料を増額するものでございます。11 目地域公共交通費 340 万 8,000 円の追加でございます。これは 19 節負担金補助及び交付金のバス路線維持費でございます。バス会社から補助金の実績見込みが示されたことによる追加でございます。

14、15 ページをお願いします。

14 目財政調整基金費 3,266 万円の減額、これは 25 節積立金の減額により収支を調整するものでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 348 万円の追加でございます。これは主に 19 節負担金補助及び交付金の高齢者世帯等除雪費助成金 333 万円の追加によるものでございます。高齢者世帯等に除雪費を助成する要綱による追加でございます。

20、21 ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費 530 万 3,000 円の追加。19 節負担金補助及び交付金 歳入に計上しました農地中間管理事業機構集積協力金 131 万 6,000 円の追加と 28 節繰出金 農業集落排水事業特別会計への繰出金 401 万円を追加するものでございます。

22、23 ページをお願いします。

9 款消防費 1 項消防費 2 目常備消防費 353 万 6,000 円の追加でございます。これは 13 節委託料 常備消防委託料であります。北秋田市に委託している消防事務委託料の前年度分清算による追加でございます。

10 款教育費 3 項中学校費 1 目学校管理費 253 万 2,000 円の追加でございます。これは 15 節工事請負費で小中学校放送設備工事の費用でございます。

デスク型アンプの交換を行います。

24、25 ページをお開き願います。

13 款諸支出金 1 項普通財産取得費 1 目土地購入費 100 万円の減額でございます。これは 17 節公有財産購入費でタクシー営業所跡地の土地購入費であります。

26 ページをお願いします。

14 款予備費 1 項予備費 1 目予備費に 300 万円を追加するものでございます。

2 号議案については、以上でございます。

よろしくごお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第2号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第3号～日程第15 議案11号まで上程・付託

○議長（小林信） 日程第7 議案第3号 平成28年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第15 議案第11号 平成28年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、9件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく上小阿仁村議会定例会提出予算関係議案の31ページをご覧ください。

議案第3号 平成28年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
平成28年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出補正予算

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億6,044万6,000円とするものでございます。

内容につきましては38ページ、39ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

9款繰入金 1項他会計繰入金 1目一般会計繰入金 39万円の減額でございます。1節保険基盤安定繰入金 15万6,000円の減額であります。基準額が確定したことによる補正でございます。2節保険基盤安定繰入金 38万6,000円の追加でございます。基準額が確定したことに伴う補正でございます。3節職員給与費等繰入金につきましては、人事院勧告に伴う人件費分の補正でございます。5節財政安定化支援事業繰入金 93万6,000円の減額でございます。これも基準額が確定したことによるものでございます。

9款繰入金 2項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金 1節財政調整基金繰入金 392万6,000円の追加でございます。前年度療養給付費等の負担金の確定に伴う超過交付分を、返還金として補正するものでございます。

次に40ページ、41ページをご覧ください。

1款総務費につきましては、人事院勧告に伴う補正でございます。

11款諸支出金 1項償還金及び還付加算金 3目償還金 348万9,000円の追加でございます。償還金利子及び割引料で、療養給付費等の前年度負担金の確定に伴います超過交付分を返還金として補正したものでございます。

議案第3号につきましては、以上でございます。

○議長（小林信） 副村長。

○副村長（鈴木寿美子） 同じく 45 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 4 号 平成 28 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,957 万 5,000 円とする補正でございます。

内容につきましては、54 ページ、55 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費でございます。これにつきましては、人勸による給与の増額でございます。2 万 6,000 円。

2 款医業費 1 項医業費 1 目医業費につきましては、自動血圧蒸気滅菌器 37 万 8,000 円、これは歯科に関わる分ですが、その備品購入費となっております。

それにつきまして、歳入で一般会計から 40 万 4,000 円を繰入れる補正予算となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林信） 杉風荘施設長。

○杉風荘施設長（小林雄幸） 同じく議案書 59 ページをお願いいたします。

議案第 5 号 平成 28 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算

第 1 条 既定の歳入歳出予算のうち、歳出予算を組み替えるものとする。

63、64 ページをお願いいたします。歳出。

1 款 1 項 1 目 補正額 208 万 6,000 円の減額でございます。主なものは 11 節需用費 修繕料、車両の修善及び諸修善として 50 万円の追加でございます。13 節委託料 システム改修委託料が 286 万 1,000 円の減額でございます。これにつきましては、民営化に伴う委託料を月割りといたしました結果の減額でございます。

3 款 1 項 1 目財政調整基金積立金 208 万 6,000 円の追加でございます。25 節積立金 208 万 6,000 円。財政調整基金の積立金の追加でございます。

以上でございます。

○議長（小林信） 産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（武石晋） 同じく 68 ページをお開きください。

議案第 6 号 平成 28 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算

平成 28 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万5,000円を追加し、歳入歳出予算額の総額を歳入歳出それぞれ7,590万1,000円とするものでございます。

75ページ、76ページをお開きください。歳入でございます。

3款繰入金 1項繰入金 1目一般会計繰入金でございます。補正額401万円でございます。

5款諸収入 1項雑入 1目雑入397万5,000円の減額でございます。これは原水ポンプ、同じく放流ポンプの修繕に伴い、共済金の請求をしましたが、基準額に伴い共済金の額が確定したことから、不足分を一般会計から繰入れたものでございます。

続きまして77、78ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費でございます。これは人勧による調整分でございます。2目施設管理費につきましては、財源更正でございます。

次に82ページをお開きください。

議案第7号 平成28年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算でございます。

平成28年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,626万3,000円とするものでございます。

89、90ページをお開きください。

繰入金でございます。3款繰入金 1項繰入金 1目一般会計繰入金2万6,000円でございます。

91、92ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費 人勧調整による2万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく96ページをご覧ください。

議案第8号 平成28年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

平成28年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ968万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億7,743万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、103ページ、104ページをお開きください。歳入でございます。

3款 1項国庫負担金 1目介護給付費負担金195万9,000円の追加でございます。3款国庫支出金 2項国庫補助金 1目調整交付金93万9,000円の追加でございます。介護給付費の実績見込み額の増加に伴うものでございます。4目システム改修費補助金81万4,000円。システム改修に伴う補助金の補正でございます。

4款支払基金交付金 1項支払基金交付金 1目介護給付費交付金274万2,000円の追加でございます。介護給付費分の実績増加見込みに伴うものでございます。

5款県支出金 1項県負担金 1目介護給付費負担金122万4,000円の追加でございます。同じく介護給付費見込み額の増加によるものでございます。

7款繰入金 1項一般会計繰入金 1目介護給付費繰入金122万3,000円の追加であります。

105、106ページお開きください。4目その他一般会計繰入金91万8,000円の減額でございます。これにつきましては、1節その他一般会計繰入金ということで、こちらは介護予防事業分の実績見込み額の減少に伴う173万4,000円の減額と、2節システム改修費の繰入金、システム改修に伴う繰入金の81万6,000円の追加によるものでございます。

7款繰入金 2項基金繰入金 1目基金繰入金170万6,000円の追加でございます。

107ページ、108ページをご覧ください。歳出でございます。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費163万円の追加でございます。制度改正に伴うシステム改修費の補正でございます。

2款介護給付費 2項介護予防サービス等諸費 1目介護予防サービス給付費204万円の追加でございます。負担金補助及び交付金、介護予防サービス給付費として追加するものでございます。総合事業に移行する介護予防サービス利用者が、当初の見込みに比べ少なくなったことに伴い、その分を追加するものでございます。

109、110ページをお開きください。

2款保険給付費 5項特定入所者介護サービス等費 1目特定入所者介護サービス費730万円の追加でございます。負担金補助及び交付金、特定入所者介護

サービス費として730万円を追加するものでございます。特別養護老人ホームや老人保健室等を利用する方の食費と居住費について、低所得者の負担限度額と基準費用との差額を給付している特定入所者介護サービス費でございますが、実績見込みの増加分を補正させていただくものでございます。

3款地域支援事業費 1項介護予防・日常生活サービス事業費 1目介護予防事業費176万4,000円の減額でございます。こちらは19節負担金補助及び交付金、介護予防サービス給付費の187万2,000円を減額するものでございます。こちらは総合事業として移行する介護予防サービス利用者が、当初の見込みにくらべ少なかったことから、実績見込み額が減少したために、その分を減額させていただくものでございます。

続きまして、116ページをお開きください。

議案第9号 平成28年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

平成28年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ56万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,767万5,000円とするものでございます。

123、124ページをお開きください。歳入でございます。

3款繰入金 1項他会計繰入金 1目一般会計繰入金56万円の減額であります。2節保険基盤安定繰入金56万円の減額であります。保険基盤安定負担金の決定に伴い補正をするものでございます。

125、126ページが歳出となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金 1項後期高齢者医療広域連合納付金 1目後期高齢者医療広域連合納付金で56万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金として、保険基盤安定負担金の決定に伴い56万円を減額するものでございます。

以上であります。

○議長（小林信） 総務課長。

○総務課長（小林博隆） 議案の4ページをお願いします。

議案第10号 平成28年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについてであります。

平成28年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計は、施設管理費分として平

成 28 年度上小阿仁村一般会計から繰入れる額を 401 万円増額し 5,145 万 6,000 円以内とすることについて、議会の議決を求める。

提案理由としまして、地方財政法第 6 条の規定により、この議案を提出するものであります。

5 ページをお願いします。

議案第 11 号 平成 28 年度上小阿仁村下水道事業特別会計の繰入れについてであります。

平成 28 年度上小阿仁村下水道事業特別会計は、人件費分として平成 28 年度上小阿仁村一般会計から繰り入れる額を 2 万 6,000 円増額し 2,762 万 9,000 円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、地方財政法第 6 条の規定により、この議案を提出するものでございます。

よろしくをお願いします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 3 号から議案第 11 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 16 議案第 12 号～日程第 21 議案第 17 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 16 議案第 12 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 21 議案第 17 号 上小阿仁村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についての件まで、6 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 議案の 6 ページをお願いします。

議案第 12 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の改正が必要なため、この条例案を提出するものであります。

7、8 ページをお願いします。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正点でございます。育児を行う職員の早出、遅出で勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に係るものの範囲を拡大が一つでございます。要介護の介護を行う職員の時間外勤務の制限になります。介護を職員が要介護者の介護するため3回を超え、かつ通算して6か月を超えない範囲で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認める場合の休暇を、ここで改正いたします。職員が要介護者の介護をするため、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇の新設を行うということでもあります。

その他、所要の規定の整備も行っております。文言の改正でございます。

附則としまして、この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は児童福祉法の一部を改正する法律が施行してから施行するものがございます。

10ページをお願いします。

議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由としまして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の改正が必要なため、この条例を提出するものであります。

11、12ページをお願いします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正点でございます。

育児休業をすることができる非常勤職員の要件の緩和を行っております。育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子供の範囲を定めております。再度の育児休業をすることができる特別の事情及び育児短時間勤務終了から1年以内に育児短時間勤務をすることができる特別の事情として、特別養子縁組が成立せずに家事審判事件が終了した場合等を加えております。

部分休業と介護時間を同時に取得する場合は、この時間を合わせて2時間とすることを定めております。その他所要の規定の整備も行っております。

13ページをお願いします。

附則として、この条例は平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行日から施行するということでございます。

14 ページをお願いします。

議案第 14 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由でございます。議会の議員の期末手当の額の改定を行う必要があるため、この条例を提出するものであります。

15 ページをお願いします。

議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例であります。

第 1 条 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項後段中「100 分の 132.5」とあるのは「100 分の 150」とする。」を「100 分の 132.5」とあるのは「100 分 152.5」とする。」に改める。

第 2 条 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項後段中「100 分の 150」を「100 分 151.25」に、「100 分の 152.5」を「100 分の 151.25」に改める。

12 月の手当につきまして、100 分の 50 から 100 分 152.5 に改める。来年以降につきましては、100 分の 151.25 に改めるという改正でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

16 ページをお願いします。

議案第 15 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について別記のとおり提出するものです。

提案理由 一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員で常勤のものの期末手当の額の改定を行う必要があるため、この条例案を提出するものであります。

17 ページをお願いします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条後段中「100 分の 132.5」とあるのは「100 分の 150」を「100 分の 132.5」とあるのは「100 分の 152.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条後段中「100分の150」を「100分の151.25」に、「100分の152.5」を「100分の151.25」に改める。

内容としましては、12月の手当を100分の150から100分の152.5に改正する。来年度の率につきましても、これは100分の151.25に改めるということでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年度4月1日から施行するということでございます。

18ページをお願いします。

議案第16号 一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について別記のとおり提出するものでございます。

提案理由としまして、秋田県人事委員会の勧告に準じて、一般職の職員の給与月額、勤勉手当の額を改正する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

19、20ページをお開き願います。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容について主な改正についてでございます。

第1条でございますけれども、12月手当を100分の77.5から100分の100分の82.5に改める。

給料表につきましても、28ページまでのとおり改正するものでございます。

医師の給料表につきましては、19ページから28ページまでのとおり改正するものでございます。

次に28ページをお開き願います。

第2条でございます。これについては、平成29年4月1日以降の勤勉手当を100分の80に改正するというものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行するということでございます。

30ページをお願いします。

議案第17号 上小阿仁村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてであります。

上小阿仁村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について別記のとおり

り提出する。

提案理由としまして、村職員を公益的法人等へ派遣するため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、条例を制定する必要があるため、この条例案提出するものであります。

31、32 ページをお願いします。

上小阿仁村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についてであります。

第1条につきましては趣旨でございます。公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人等へ職員の派遣等に関し必要な事項を定めるということでございます。

第2条第1項につきましては、派遣先について、規則で定めることをうたっております。特別養護老人ホーム杉風荘につきましては、この規則で規程することとしております。

第2項は、派遣のできない職員とはどういうものかという記載でございます。

第3項でございます。派遣の際の取り決めについて、法律で定められたものの他に条例でポイントを定めることをうたっております。

第3条は、職員を職務に復帰させる場合の記載について書かれております。

第4条でございます。給与の引上げについての規定です。村が支給することができるというような内容を掲げております。

第5条では、公務上及び通勤による負傷、疾病に係る休職者の給与については、派遣先の業務を公務とみなすという内容となっております。

第6条についてでございます。派遣先から復帰する際の給与等に必要な調整ができるということでございます。

第7条でございます。派遣職員の退職金を基本額に係る条文の読み替えについてでございます。派遣された人と派遣されていない人の違いがないことについて読み替えによって補償するというところでございます。

第8条は、単純労務職員の給与は、第4条と同じことであるという旨の記載でございます。

第9条は、村長への報告に関する規定でございます。

10条以下につきましては、特定法人への派遣する場合にかかる条項でありまして、第2条から第9条までと同じ項目について、同じような規定をしているという内容でございます。

附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行することとしております。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 12 号から議案第 17 号までは総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 22 議案第 18 号～日程 24 議案第 20 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 22 議案第 18 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 24 議案 20 号 上小阿仁村消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての件まで、3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 引き続き議案の 36 ページをご覧ください。

議案第 18 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例について別記のとおり提出する。

提案理由は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税の非課税に関する法律の一部改正及び同法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の改正が必要なため、この条例案を提出するものでございます。

37 ページ以降に改正の案を載せております。この改正につきましては、外国人等の国際運輸業に関する所得に対する相互主義による所得税の非課税に関する法律及び施行令で定められている対象国が台湾とされております。これは、租税条約の締結が困難な地域、台湾との間で取り扱いを規定するもので市町村民税の部分につきましては、租税条約締結国の取り扱いと同様の取り扱いとするための改正でございます。

市町村民税の所得割の課税について規定をしているものでございます。

この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

続きまして 41 ページをお開きください。

議案第 19 号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について別記のとおり提出する。

提案理由 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税の非課税に関する法律の一部改正及び同法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の改正が必要なため、この条例案を提出するものでございます。

内容につきましては、42 ページからとなっておりますけれども、村税条例と同じような取り扱いとなっております。

国民健康保険税の課税の特例の部分につきまして、村税条例と同じように台湾との間の取り決めによる所得割の適用について改正をするものでございます。

これにつきまして、この条例につきましても平成 29 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

続きまして 44 ページでございます。

議案第 20 号 上小阿仁村消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について別記のとおり提出するものであります。

提案理由 消防団への入団者が減少し、現状と団員定数が乖離している状態の是正及び現状団員数の確保と習得した経験・技術の継承を図る必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

45 ページをお開きください。

内容といたしましては、第 2 条中でありまして団員の定数を、120 人以内を 100 人以内に改めるものでございます。

役職別になりますと、別表 1 のとおりでありまして、団員の部分が 93 人から 73 人になるものでございます。それから第 9 条第 1 項第 2 号により第 3 項を削り、同条第 4 項中 2 年以内を 5 年以内に改めるということで、こちらにつきましては、現在、団長及び副団長の定年を 65 歳と謳っておりますが、こちらを定めております第 9 条第 1 項第 2 号を削除し、団長、副団長の定年を廃止するものでございます。

また、正副団長以外の団員が 65 歳で定年を迎えたあとも団員として留まることのできる年数として、これまで 2 年と定めていたものを 5 年に延長するものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行することといたしております。

以上であります。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 18 号から議案第 20 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 25 議案第 21 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 25 議案第 21 号 上小阿仁村農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（武石晋） 46 ページをお開きください。

議案第 21 号 上小阿仁村農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例について

上小阿仁村農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例について別記のとおり提出する。

提案理由 農業委員会法の改正に伴い、条例の改正が必要であるため、この条例案を提出するものでございます。

47 ページをお開きください。

上小阿仁村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

上小阿仁村農業委員会の選挙による委員の定数条例を、全部を改正する。

第 1 条 農業委員会等に関する法律第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、上小阿仁村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとするものでございます。

第 2 条 農業委員の定数は、6 人とする。

第 3 条 推進委員の定数は、6 人とするものでございます。

この条例は、農業委員の任期が、平成 29 年 7 月 19 日となっておりますので、新しい委員からは、施行するため 7 月 2 日から施行するというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 21 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 26 陳情 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 26 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（小林信） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

15 時 05 分 散会